

21 奨学金

本学では、学費支弁が困難な経済的援助を希望する学生や学業を奨励するための奨学金制度を次のとおり設けています。

なお、奨学金には返還の義務がない「給付」奨学金と、原則卒業後から返還する「貸与」奨学金の2種類があります。各種奨学金についての詳細は学生センター学生課（03-5992-1183）までおたずねください。

1. 学内奨学金

(1) 入学前

■学習院大学入学前予約型給付奨学金「目白の杜奨学金」(給付／申請制)

本学への入学を希望する、学業成績及び人物ともに優秀で、経済的支援が必要な方を対象とし、本学入学後、有意義な学生生活を送り、本学学生の良き模範となって活躍するための支援として給付する奨学金です。

・申請資格

以下①～⑥のすべての条件を満たすこと

- ①本学第1年次に入学を強く希望する者で、令和5（2023）年度本学一般選抜（コア試験・プラス試験・大学入学共通テスト利用入学者選抜）に出願予定の者
- ②日本国籍を有する者、永住者、定住者、または日本人（永住者）の配偶者若しくは子である者
- ③高等学校等において、卒業した者の場合は第1年次から第3年次まで、卒業見込みの者の場合は第1年次から第3年次第1学期又は前期までの「全体の学習成績の状況」（従来の「評定平均値」）が3.5以上であること
- ④日本国内（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県以外）の高等学校等（中等教育学校の後期課程を含み、通信制課程を除く）を、卒業した者、及び受験年度に卒業見込みの者
- ⑤父母の「令和4（2022）年度所得証明書（令和3（2021）年分の収入・所得証明）」記載の収入・所得金額の合計が、給与・年金収入金額（課税前）800万円未満、その他・事業所得金額350万円未満の者
- ⑥「学習院桜友会ふるさと給付奨学金」申請者でないこと

・申請期間：令和4（2022）年11月1日（火）～令和5（2023）年1月24日（火）必着

・給付金額：100万円

・給付期間：入学年度に限り給付（入学後、2回に分けて給付予定）

・採用候補者数：100名

■学習院桜友会ふるさと給付奨学金（給付／申請制）

本奨学金は、学習院卒業生の同窓会組織である一般社団法人学習院桜友会からの寄付による、返還義務の無い給付奨学金です。桜友会が指定する地域の高等学校等が対象で、学業成績及び人物ともに優秀で、本学入学後、有意義な学生生活を送り、本学学生の良き模範となって活躍するための支援として給付する奨学金です。

・申請資格

- ①本学第1年次に入学を強く希望する者で、令和5（2023）年度本学一般選抜（コア試験・プラス試験・大学入学共通テスト利用入学者選抜）に出願予定の者
- ②桜友会が指定する次の地域の高等学校又は中等教育学校の後期課程（通信制課程を除く）を、令和5（2023）3月に卒業見込みであること。
1都3県（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県）を除く全国
- ③在籍高等学校等における、1年から3年1学期又は前期までの、「全体の学習成績の状況」が「4.0以上」である者
- ④学習院大学入学前予約型給付奨学金「目白の杜奨学金」申請者でないこと。

・申請期間：令和4（2022）年11月1日（火）～令和5（2023）年1月24日（火）必着

・給付金額：年間50万円×4年間

・給付期間：原則4年間の継続給付

・採用候補者数：10名

アドミッション・ポリシー

試験概要

出願

受験

合格発表

入学手続

その他

Q & A

(2) 入学後

■学習院大学新入学生特別給付奨学金（給付／申請制）

学費支弁が困難な学部新入学生に対して、入学時納付金負担を軽減するため、入学金相当額を給付する制度です。

- ・申請資格：学部新入学生で次の基準を満たす者
 - ①家計基準／前年の家計が別に定める収入基準額以下であること。
 - ②成績基準／調査書の「全体の学習成績の状況」が3.8以上であること。
- ・奨学生の定数：45名程度
- ・奨学金の併用：学内外の他の奨学金との併用可。ただし「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免との併用不可。

■学習院大学学費支援給付奨学金（給付／申請制）

学費支弁が困難な学部学生に対して、学業の継続を可能にするため、在籍学部学科の第2期分「授業料」相当額を給付する制度です。

- ・申請資格：学部学生（留学生は除く）で、原則として最短修業年限で卒業できる見込みのある者のうち、次の二つの基準を満たす者
 - ①家計基準／前年の家計が別に定める収入基準額以下であること。
 - ②成績基準／1年次は不問、2年次以上は修得単位数及びGPAが別に定める基準以上であること。
- ・奨学生の定数：80名程度
- ・奨学金の併用：学内外の他の奨学金との併用可。ただし「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免との併用不可（支援が「停止」となった者を除く）。

■学習院大学教育ローン金利助成奨学金（給付／申請制）

学費支弁が困難なため、学生本人又は保証人が学費納入を目的として教育ローンを借用した場合、在学中に支払った金利の一部を奨学金として給付する制度です。

- ・申請資格：原則最短修業年限で卒業が見込まれる者で、教育ローンを借用して当年度金利を支払った者。
- ・助成金額：原則として、借用年度の「在籍料＋授業料＋施設設備費」に相当する借入累計金額の金利分。ただし上限は5万円とします。

■学習院大学学業優秀者給付奨学金（給付／推薦制）

本学学部2年次以上の学生に対して、学業成績・人物とも優秀な学生に奨学金を給付する制度です。

- ・奨学生の選考：推薦制／各学科からの推薦により決定します。
- ・奨学生の定数：①法学部・経済学部……各学科（2～4年次）より6名
 - ②文学部・理学部……各学科（2～4年次）より2名
 - ③国際社会科学部……学 科（2～4年次）より5名
- ・給付期間：1年間（年額 学部10万円）

■安倍能成記念教育基金奨学金（給付／推薦制）

故「安倍能成」（あべよししげ）元院長の功績を永く記念し、その精神を後世に伝え、学術及び教育の興隆に寄与する目的で設けられた優秀学生に対する奨学金です。

- ・奨学生の資格：学部学生で学業成績・人物ともに優秀な者。
- ・奨学生の選考：推薦制／大学からの推薦により決定します。（若干名）
- ・給付期間：1年間（年額45万円）

アドミッション
ポリシー

試験概要

出願

受験

合格発表

入学手続

その他

Q & A

2. 学外奨学金

■日本学生支援機構奨学金（給付・貸与／申請制）

国の事業として行っている奨学金です。毎月学生本人の口座に奨学金が振り込まれます。また、家計の急変で奨学金が緊急に必要となった方に対する家計急変・緊急・応急制度があります。

奨学金の種類		自宅通学（月額）単位：円	自宅外通学（月額）単位：円
貸与	第一種	20,000、30,000、40,000、54,000の4種類から選択	20,000、30,000、40,000、50,000、64,000の5種類から選択
	第二種	20,000～120,000（1万円単位）の11種類から選択	
給付 （国の高等教育修学支援新制度）		第Ⅰ区分38,300（42,500） 第Ⅱ区分25,600（28,400） 第Ⅲ区分12,800（14,200） ※カッコ内は生活保護等の世帯	第Ⅰ区分 75,800 第Ⅱ区分 50,600 第Ⅲ区分 25,300

※第一種の月額選択には基準があります。

■国の高等教育の修学支援新制度（申請制）

本制度は①「授業料等の減免」と、②「日本学生支援機構奨学金（給付）」の2つが支援策となります。本制度の支援を希望する場合は、必ず両方の申請が必要です。入学手続時の納付金（入学金・授業料等）は、入学手続要項に記載の納入期日までに、所定の金額を全額納入していただく必要があり、後ほど減免額を還付いたします。

授業料等の減免	区分	入学金	授業料（年額）
	第Ⅰ区分	200,000円	700,000円
	第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の3分の2 （133,400円）	第Ⅰ区分の3分の2 （466,700円）
	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の3分の1 （66,700円）	第Ⅰ区分の3分の1 （233,400円）

■財団等（給付）奨学金、地方公共団体奨学金

財団法人等による給付奨学金制度や都道府県及び市区町村による各種の奨学金制度があります。

※上記は全て令和4（2022）年度実績であり、金額・人数等に変更となることがあります。

奨学金に関するお問い合わせは、学生センター学生課（03-5992-1183）にご照会ください。

22 在留資格の取得について

外国人受験生は、原則として入学前に「留学」の在留資格を取得してください。「留学」以外の日本に長期で滞在できる在留資格（「定住者」「家族滞在」等）でも入学・在学することはできますが、授業料減免や奨学金受給の対象になりません（「短期滞在」の在留資格で大学に在籍することはできません）。在留資格に関する申請書類の発行および入学許可証の発行手続については、本学ホームページ（<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/admissions/immigration.html>）をご確認ください。

※本学入学に支障のないビザ（有効期限が2023年4月1日以降のもの）を保有していない場合、本学での修学が不可能となります。在留資格審査は出入国在留管理を所管する行政庁が行うため、交付が遅れる場合や不許可となった場合、本学は一切の責任を負いません。なお、2023年3月31日16時までに入学辞退を申し出た場合は、納入済の入学手続時納付金（入学金を除く）を返還しますが、入学辞退申込締切日時後は、いかなる理由があっても、入学手続時納付金は返還いたしません。

23 入学検定料の返還について

納入された入学検定料は、原則として返還しません。ただし、下記の「入学検定料返還の対象となる理由」のいずれかのケースに該当し、かつ「入学検定料の返還手続」に則り、本学所定の入学検定料返還願が期日（2023年2月末日消印有効）までに送付され、受理された場合は、入学検定料を返還します。この場合、指定の口座への入学検定料振込は、最短で3月中旬となりますので予めご通知おきください。また、Web出願時の手数料については返還することができません。

入学検定料返還の対象となる理由

- 書類未提出（入学検定料を納入したが、出願書類を出願期間内に提出しなかった。）
- 期間外振込（振込期間後に納入した。）
- 過剰納入（入学検定料を適正な金額より多く納入した。）
- 出願不受理（入学検定料を支払い出願書類を提出したが、受理されなかった。）
- その他（本学が認める特別な理由による。）

入学検定料の返還手続（郵送に限る）

必要書類①・②を簡易書留で郵送してください。

**（宛先）〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1
学習院大学アドミッションセンター**

※封筒の表面に「入学検定料返還願在中」と朱書きしてください。

①入学検定料返還願（本学所定用紙）

58頁の「入学検定料返還願」の太枠内に必要事項を記入してください。

②証憑書類（下記のいずれかを「入学検定料返還願」の裏面に貼付してください）

※各証憑書類についてはコピーをお手元に保存してください。

- ・クレジットカード、ネットバンキングで支払った場合：証憑書類の提出は不要です。
- ・コンビニエンスストアで支払った場合：領収書
- ・ペイジー対応銀行ATMで支払った場合：利用明細票

請求締切日：2023年2月末日消印有効